

世界アルツハイマーデーかながわ
共生社会の実現を推進するための認知症基本法について考える
オンラインシンポジウム

- 1 日 時：2023年（令和5年）9月30日（土）13時00分～14時20分
- 2 方 法：ZOOMウェビナー
- 3 企画・実施：神奈川オレンジネットワーク
- 4 参加者：（進行）稲田秀樹氏
（パネリスト）藤田和子氏、杉山孝博氏、武井和夫氏、
松浦美知代氏、コスガ聡一氏

5 内 容：

稲田氏： 皆さん、こんにちは。共生社会の実現を推進するための認知症基本法について考えるオンラインシンポジウムです。私は進行を努めさせていただき神奈川オレンジネットワーク代表理事で、かまくら認知症ネットワークの代表をしております、稲田秀樹と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

まずはじめに、基調講演「認知症になってもだいじょうぶ！そんな社会を創っていきましょう」という演題で、認知症基本法の成立にあたって思うことということで、日本認知症本人ワーキンググループ代表理事の藤田和子さんにお話を伺いたいと思います。

私の方から藤田さんの簡単なプロフィールを紹介させていただきます。1961年生まれ、鳥取市在住。看護師さんです。45歳の時に若年性アルツハイマー病と診断。「認知症になってからも自分らしい生き方を考えるサロン」を地元で主催。また、「本人ミーティング」実行委員や「おれんじドアとっとり」本人相談員としても活動されています。2020年1月、厚生労働省から認知本人大使「希望大使」に任命されております。日本認知症本人ワーキンググループ代表理事で、著書に「認知症になってもだいじょうぶ！そんな社会を創っていきましょう」という本がございます。まさに今日のテーマにとってもぴったりのので、今日はこの本の中から私が藤田さんに質問する形で講演をしていただきたいと思います。藤田さんよろしくお願ひします。

藤田氏： よろしくお願ひします。

稲田氏： しっかり声が聞こえて安心しました。では早速、本題に入ってしまうと思いますが、よろしいですか。

藤田氏： はい。

稲田氏： 私、ここに今ね、この本が映るかな？

藤田氏： はい、ありがとうございます。

稲田氏： こんなに付箋がついてしまいました。このタイトルが、本当にまさに今の時代にそのまんまということなんです。

藤田氏： そうなんですよね。私も稲田さんから、「この本をもとに質問させていただきます

す」と言われて、自分の本を読むのはちょっと恥ずかしいので、あまりみないんですけど、改めてみると、これを世に出したのが7年ぐらい前になるんですが、私、認知症になってから16年経つんですけども、そこからずっと「社会を変えていかないといけない」ということで動きはじめたんですが、本当にこの本に書いたことがだんだん実現してきているというか、実現に向かって「そんな社会を創っていこうよ」という投げかけが、皆さんに届いて、基本法までたどり着いたというそんな感覚がして、「ずっと伝え続けてよかったな」と思っているところです。

稲田氏： ありがとうございます。今日はそんな流れも皆さんにご紹介できると思いますし、本当にまさに診断を受けた初めの頃から、今の活動の原点になるようなことに取り組みられておまして、そんな話もぜひ大変興味深いので、伺いたいと思っております。

では本題に入ります。この「認知症になってもだいじょうぶ！そんな社会を創っていこうよ」は、藤田和子さんの著書ですね。この本の8ページを開きますと、こう書いてありますね。

「本人が語ることで、「認知症とともに生きる本人が感じている感覚」の実体が明らかになり、その声を聴き取ることで、認知症の本人たちが必要としていることを本人視点で考えようと社会の流れが変わってきていると感じています。」

7年前にすでにこれを書かれているって、今じゃないんですね。どうしてそういうふうに使われたのか。このあたりの前後の背景や藤田さんの思いを教えてください。

藤田氏： もともと私は看護師をしていて、3人の娘の子育てもして、その中で人権に関わる活動もしていた時に、様々な生きにくさを感じている当事者の皆さんから声を聞いてきたんですね。そうすると、様々な問題について、「そこを何か考えてほしい」と思った時に、そこに置かれた当事者本人の発信、声がないと、世の中の皆さんに、「しんどいんだ」という思いをしていることさえわかってもらえない。

「そこから何か解説していかないといけないことがあるんだ」ということに気付いてもらえないということで、まずは「当事者が声を出す」ということが一番大切なことだと学んでいたもので、自分が当事者本人となった時に、「(当事者として声を出す)役割は私にあるな」と思ったので、当事者として語ることを始めました。

稲田氏： ありがとうございます。ほかにも、なかなか最初診断を受けた時は、多分、多くの方が絶望されたりっていうことがあるんですが、ちょっと話が逸れますけれど、藤田さんは必ずしもそうではなかったのでしょうか。

藤田氏： いや、絶望というか、やっぱりがっかりというか、そんなに嬉しかった訳ではなかったですが、その当時、「アルツハイマー病という病気の存在も知られていないんだ」と思いました。

2007年に診断を受けて、次の年くらいから、小さな集まりで話をしたりして、2008年くらいから、2009年には少し大きな会場でお話させてもらったりしたんですけど、会場におられる皆さんには、アルツハイマー病のことを聞いたことがな

い人がいっぱいおられたんです。「認知症？ え？ 病院に行くの？」という感じで、「どこの科に行ったらいいですか？」という感じだったです。たった16年前で、そういう皆さんの理解度や認識に本当にびっくりしました。

私の場合は、違和感を感じて、「何か変だぞ」ということを自分も感じて、家族も「ちょっとお母さん、病院に行った方がいいんじゃない？」ということで、自ら病院に行きました。看護師だったということがあるので、疑ったのはやはりアルツハイマー病だったので、神経内科に行って、いろんな検査をしてもらって、日々、「どうして私これができてないんだろう」とか、いろいろ忘れちゃったり、上手くできなかつたり、眠れなかつたり、頭痛がひどかつたり、いろんなことがありました。

アルツハイマー病の診断を受けたら納得できたというか、私は自分の努力が足りないからこういう状態になっているのではなく、やっぱり「病気だから仕方がないんだ」ということで、「自分がすごくしんどい思いをしている日々の症状がなぜなのか」ということがはっきりわかったので、「ほっとした」というか、「みんなにもわかってもらえる」という感じでしたね。

稲田氏： ありがとうございます。本の中には、そのことがこう書いてあります。少し読ませていただきます。

「私は診断を聞いて、「やはりアルツハイマー病だったんだな……」と思い、将来への不安も感じましたが、自分に日々起きている症状の理由がはっきりして納得できたので、ホッとしたという気持ちのほうが大きかったのを覚えています。」こんなふうに書かれています。その辺のダメージが、比較的自分の中で納得がいったので、次のステップに進まれたのかなという感じもしないではないと思ったんです。

藤田氏： そうですね。納得いったし、私も介護の経験をしていたので、介護する側やナースとしてみる側の立場も経験をしたんですけれども、本人となってみると、認知症の人達にとって、本人にとって、全くいい情報が流れていなくて、「自分がこの世に存在しているは皆さんの迷惑になる」「価値のない存在となってしまったんだ」と思わせるような情報や言葉に満ち溢れているなと思ったんです。「みんな認知症になりたくないという気持ちになってしまう」と思ったんですが、私はすごく初期、本当に「あなた認知症なの？」と思われるくらいの時に診断してもらって、診断＝絶望と言われていたんですけれども、「何も手立てがない」とか「もうお仕舞いだ」という考えの皆さんが、その言葉を作ってしまったのかなと思うんですが、私は診断＝絶望にならないための世の中の見方、私達本人に対する見方とか、認知症になってからも暮らし続けることができるように、人間関係も含め、いろいろな取組みを変化させていかないと、本当に「絶望だよ、絶望だよ」となってしまおうと感じたので、地元の仲間たちと一緒に会を立ち上げたりしました。もともとやっていた、人権の問題を考えるということが、私の場合は基盤にあったので、すぐに自分がどう動いたらいいか、一人の人間として、私の役割というか、今後の第二の人生

の役割というか、そこに気がつけたのがよかったと思います。

これからの人達も、一旦診断を受けると、がっかりしたり、悲しい気持ちには、どうしてもなりません。治る病気ではないので。「進んでいくんだな」と思うと、「怖いな」と思う気持ちもあると思いますが、遠い未来のことを考えるのではなく、「今、今日どうするか」「明日どうしようかな」という近未来というか、「着実に日々をよりよくする」「元気に暮らしていこう」という気持ちになっていけば、あまり絶望などを感じている暇がない16年間でした。

稲田氏： ありがとうございます。今お話に出てきました人権問題の立場として考えておられたことについては、本にもこういう記載があります。

「当時一緒に人権問題を考えていた仲間たちと話し合う中で、その仲間たちと一緒に2010年に「若年性認知症問題にとりくむ会・クローバー」を立ち上げ、私が代表を務めることになりました。」

と書いてありまして、そのクローバーの会について、すごく素敵なことが書いてありますけれども、大事なことと素敵なことなので、ぜひ藤田さんから説明してもらいたいと思います。

藤田氏： クローバーは、途中で一般社団法人になったんです。その時に私は代表を降りました。そこから運営する方達も、ものすごく忙しくなるし、方向性が私が思うものと違う感じがするし、なかなか連絡も取れなくなったので、「活動を続けていくことが難しい」という感じで、けじめをつけるために2020年に解散しました。

でも、最初の任意団体として立ち上げたクローバーの時には、クローバーの命名の時にも、認知症に関わることは、これまでは、認知症の人がいて、その家族とか、サポートに関わる人達、専門職、そういう方達で、一生懸命どうするかを考えていました。限られた人たちだけで、一生懸命考えていました。

そうではなくて、四つの葉、クローバーですけれども、認知症のことを考える時に、もちろん本人が絶対その場にはいないといけない。一緒に考えないといけない。一緒に暮らす人達も考えていかないとけない。専門職の人達も、これまで通り考えていってほしい。けれども、もう1つの葉っぱは、社会全体で認知症のことに関心を寄せてもらって、認知症の人達のことにも関心を寄せてもらって、みんなで支えていくということが、社会全体で認知症の人達を支えていくということが大切ですという思いで、四つ葉の「クローバー」となったんですけれども、その考え方が結局、その当時、共生社会という言葉は、私は浮かんでなかったんですけれども、でもそれが結局、共生社会につながっていくことだったのかなって。今から思うと。

『社会全体で考えてほしい』と言ってよかったな」ということと、高齢者問題として捉えられていたんですよね、以前は。今もかもしれないですね。だけれども、若年の人達もたくさんいらっしゃる。本来なら、若年期の時から始まっている病気なんですよ。アルツハイマー病は特に。そういう理解もしていかないとけないので、「認知症のことは、認知症の施策として立ち上がってほしいな」という思いもあって。「若い時から始まっているんですよ。若年層の人達のこと、ちゃんと

考えていってほしいな」という思いもありました。

稲田氏： ありがとうございます。クローバーに戻ると、要するに、四つ葉のクローバーです。四つ葉のクローバーの一枚の葉は、本人。もう一つの葉は、家族。そして、支援者。四つ目の葉が何かといたら、社会。これらを全体で考えていきましょうということが書いてあります。読ませていただきます。私が説明するより、藤田さんの本を読んだ方がいいですね。

「クローバー」の四つの葉に、私は願いを込めました。一つの葉は本人、もう一つは支援者、三つめの葉は家族、そして最後の一つの葉が社会。認知症の人に関わっている人達だけでなく、社会全体で認知症の人や認知症のことを考えていかなければいけないと思ったのです。」

素晴らしいですね。これは診断受けて、そんなに経ってない時ですよ？

藤田氏： でも私、本当に恵まれていて、人権活動をしてきた仲間であったり、家族も、認知症の人として全然見なかったです。対等に議論して、後で読んだら、川口さんという方が、一緒に立ち上げに関わり、いろいろ相談をしていた仲間がいたんですけども、もう喧嘩というか議論して、私が泣かされたこともあったりするくらいでした。対等に議論しあって、お互い納得して、それは「社会を変えていくためにどうしたらいいのかね」という、その議論の中で、いろいろ戦ったというか。

もう普通だったんです。私もそういうことはできる訳です。鍋を焦がしたりはしますが、何かなくなったりすることはあるんですけども、「自分がどうしたいか」「何をすべきか」と考えたりする、「自分の役割でできること」ということになると、パッパッパッパッパッパッとなつてつながるといふか、そこではいろいろできる訳です。

だから、いろいろな本人さん達がいらっしゃると思いますが、失敗の部分を見てしまうと、「あ、認知症の人だな」と思われてしまうかもしれないけれども、それぞれの得手不得手があります。秀でた才能を持っている方はいっぱいおられるので、その部分に光を当てて一緒に何かをやってくださると、私の本にも、「希望の灯りとなっていきたい」ということを書いたんですが、今の希望大使の皆さんが全国で立ち上がってくださっていて、「やっぱりその方達も、各地域の希望の灯りになっていくんだ」と思うので、少し話が逸れてしまったかもしれないけれども、その方の得意とするところをきっかけに、認知症の人達を見る視点というか理解の仕方を変えていってほしいと思います。

稲田氏： ありがとうございます。クローバーの会が発展してということではないんですけど・・・。はい、どうぞ。

藤田氏： クローバーの会が発展した訳ではなくて、そうやって本人が活動を始めると、全国からの本人さん達がつながれる訳ですよ。アクセスがあって、「ほかにも同じように考えていらっしゃる方がおられる」ということで、私も東京に行かせてもらったりして、結局、そこで出会った本人さん達と一緒にワーキンググループ（日本認知症ワーキンググループ）を立ち上げて、今の一般社団法人になって（名称を「日本認知症本人ワーキンググループ」とする）、「認知症になってからも、希望と尊厳

を持って暮らし続けることができる社会を作り出す」という、本人が主体となって各地域で活動していく団体となって、希望宣言を 2018 年に出させてもらったりして、世の中に貢献と言ったらおかしいけれども、「考えてください」ということを伝えていったと思います。

そこがあって大綱（認知症施策推進大綱）もできたり、基本法も、私達も何度も基本法を作るにあたって、代表理事として議連（共生社会の実現に向けた認知症施策推進議員連盟）の方達と議論しながら、よいものをつくりたい、私達のためというか、結局これから皆さんが認知症になっていくわけです。おそらく。どこかの時点で。自分がならなくても、自分の大切な人達になっていく。その時に、これから認知症になる人達が、少しでもよりよく生きていけるようにという、そこに国が取り組んでいって、各市町村も、頑張る本人さん達と一緒に地域づくりを進めてほしいなという、そこが共生社会の実現を推進するための認知症基本法という法ができたということで、本当に一生懸命訴えてきたことが、今度は皆さんが、認知症に関わっていない皆さん、これまで関わってきたことのない皆さんも、「どうしたらいいのかな」というふうに一緒に考えながら、もっと輪が広がって、誰がどこで認知症になっても、もし病状が進んでいったとしても、施設や病院にいたとしても、尊厳を持って暮らし続けることができる、そういう日本になってほしい、そこが実現できるきっかけができたなとすごく期待をしております。

稲田氏： ありがとうございます。今の内容は本の 106 ページに書いてあります。

「私はクローバーの活動、ワーキンググループの活動を通して、たくさんの力と希望をもらいました。」

とあって、

「2014 年 10 月 11 日、「日本認知症ワーキンググループ」が発足しました。」

という記載があります。

このワーキンググループの目的には、

「認知症になってから希望と尊厳をもって暮らし続けることができ、よりよく生きていける社会を創り出していくこと。（認知症の人本人の声を集め、話しあい、目的の実現に向けた活動を展開します。）」

という説明が書かれていました。今、もうその話に、スーッと自然に流れに入っていかれた感じでした。ありがとうございます。

30 分までの予定ですが、5 分押して始まったので・・・

藤田氏： あ、大丈夫ですか。もう終わりだと思っていました。

稲田氏： あと 5 分は、まだまだ言いたいことがあるはずなので、藤田さんの今の率直なことや、今、考えていることをお聞かせいただきたいと思います。何でもいいです。

藤田氏： 今・・・？ そこ考えるのを忘れてたんですけれども、やっぱり基本法の名前が長くて、「いろんな意見が出てくるのかな」とは思うんですけれども、この法律を作るプロセスの中に、私達本人が参画してきたということは、もちろん私だけの声ではなくて、ワーキンググループの本人会員さんからも意見を集めて、それを集約し

て、私が代表として言葉にしていくという形だったんですけれども、作る過程に本人が参画してできた法律ということなので、いろんな意見があると思うんですけれども、そうやってできたものを大切に、今度は各市町村なり、地元の皆さんが、そうだよ、本人と一緒に、もう一回いろんなことを考えて、今あるものが駄目とかいいとかいう問題ではなくて、よりよくしていく。そのために、本人の声をちゃんと聞く。そして話し合う。それでやってみる。いろんなことを試してみる。そしてまた検討してみる。本人さんと一緒に「これでよかったかな」「もっとこうだったらいいね」と、この繰り返しのプロセスをどんどん積み重ねていくと、やっぱり時代は変わるので、認知症になる人達の年齢層とか経験値とかも全く違う人達が、今後5年後10年後は認知症の人となっていく訳だから、今あるものを永遠に続けていっても全然よくない訳です。その時代に合った本人さん達と一緒に、必要なものを創り出していくということを、みんながしていく。そこが大切なことだと私は思っています。

稲田氏： ありがとうございます。とても素敵なお話で、これからシンポジウムに続いていく訳ですけれども、本当に基調講演として、真の通った藤田さんの思いがあるお話を伺うことができました。藤田さん、どうもありがとうございました。

藤田氏： ありがとうございます。

稲田氏： この後またシンポジストとして、今度は本音をバンバンお願いします。

藤田氏： よろしくお願いします。

稲田氏： では、藤田和子さんの基調講演はここまでとさせていただきます。

ここから、シンポジウム「共生社会の実現を推進するための基本法について考える」です。法律の名前は、この「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」で、これについて考えるというシンポジウムといたしました。案内のパンフレットに記載したそのままですが、2023年6月「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立しました。法律では、認知症の人が尊厳を保ち、希望を持って暮らし続けられる共生社会の実現を目指して、国や地方自治体の責務を定めています。国民も認知症に関する正しい理解を深め、共生社会の実現に向けて努めることとされています。登壇するシンポジストだけでなく、オンラインの会場に参加された方々とともに、私たちの明日を考えるシンポジウムを今から開催したいと思います。

ここでシンポジストの方を紹介する前に、私の方で、振り返りで、「認知症基本法には、こんなことが書かれていましたね」ということを、皆さんとともに共有していきたいと思います。画面を共有させていただきます。共有する画面は、衆議院のホームページの法案そのものです。ここに認知症基本法案とありまして、この法律は、我が国における高齢化の進展に伴い・・・とこういうことが書かれています。定義や基本理念のところがありますが、その下のあたりか。少し待ってください。すみません。失礼しました。この第3条ですね。「認知症施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。」「一 常に認知症の人の立場に立ち、

認知症の人及びその家族の意向の尊重に配慮して行われること。」「二 認知症に関する国民の理解が深められ、認知症の人及びその家族がその居住する地域にかかわらず日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるとともに、認知症の人が地域において尊厳を保持しつつ他の人々と共生することを妨げられないことを旨とすること。」 妨げられないですね。共生しましょうというだけではなくて、それを妨げるようなことがあってはいけないということですね。それからその下には、認知症の人の意思決定のことが書いてあります。また、この法律には、人権という言葉も書かれておりまして、認知症の人の人権が尊重されなければいけないということも書かれております。人権ということにおいて、本当に比較的良好の初期の人はいいんですけど、私どもも関係しておりますが、病気が少し進行して以降、「果たして、その人の思いのとおり暮らしているのだろうか」ということも、大いに考えられるところでありまして。この認知症基本法を見ていきますと、そのような内容がずーっとありまして、それぞれ都道府県や市町村の責務も書いてあります。けれども、非常に、言ってみれば理想的なことが書いてあるんですけども、「理想ではないか」という声もなきにしもあらずなんですが、私はこの認知症基本法を読んだ時に、「理想ではなくて、目指すべき方向なので、それは皆さんがいかにしてこれから共有していくかということが大事なのではないか」と思った次第です。大変長い条文で、これを読むのは大変ですけども、ぜひ皆さんも「認知症基本法と衆議院」で検索すると、普通にこのページを見ることができますので、「一度条文そのものを目を通しておかれるとよいか」ということで紹介させていただきました。

それでは、共有を停止して、シンポジウムに移らせていただきたいと思います。シンポジストの方をご紹介します。ご案内のパンフレットにございます、杉山孝博先生。認知症の人と家族の会神奈川県支部の代表で、川崎幸クリニックの院長です。先ごろ、その川崎幸クリニックのある法人の理事長にも就任されました。杉山先生、よろしく申し上げます。

それから続きまして、今、診療が終わった頃かどうでしょう？ 武井和夫先生、声が出せましたら、お願いします。

武井氏： まだ最後の一人です。すいません。

稲田氏： では、武井先生の紹介だけして、お話は後ほど。お声が聞こえたんですけども、今診療中で、最後の一人ということ。小田原にあります、武井内科医院の院長で、小田原市それから周辺の地域において、認知症啓発の取組みを、非常に多職種と行政で連携して、素晴らしい取組みを進めております。認知症をにんちしよう会を主催されております。武井和夫先生です。

それから続きまして、松浦美智代さん。神奈川県認知症介護指導者でいらっしゃいますが、神奈川県内の老人保健施設で、長く看護部長として、認知症の方々のケアに携わっておられます。私もとてもいろいろお付き合いがございまして、素晴らしい指導者でございます。松浦さん、どうぞよろしく申し上げます。

続きまして、コスガ聡一さん。ジャーナリストで、全国の認知症カフェ取材していらっしゃいます。認知症カフェ啓発に関わっている人達なら、名前を知らない人はいないのではないかと思います。コスガさん、よろしくお願いします。

コスガ氏： よろしく申し上げます。

稲田氏： コスガさん、今日はオレンジのマスクですね。

コスガ氏： はい。とっておきのやつです。

稲田氏： そして、藤田和子さんも、シンポジストとして登壇いただきます。よろしくお願いします。それでは、はじめに杉山先生、資料を共有してお話になりますが、お願いします。

杉山氏： 皆さん、こんにちは。川崎幸クリニックで内科の診療をしている杉山です。認知症については、43年前から認知症の人と家族の会に関わりまして、その活動にずっとこれまで携わってまいりました。また診療では、初期から末期までの方を診ていて、在宅でも見取りをしています。

さて、時間がありませんので、スライドを使って説明をさせていただきます。認知症基本法は、認知症の人と家族の会の長年の希望でもありました。2004年と2017年に京都で開催された国際アルツハイマー病協会の国際会議で、2004年の先には、越智俊二さんが、ご本人ですけれども、「安心して普通に暮らせるように手助けをしてください」と訴えられました。丹野智文さんは、2017年の時に「認知症になったら終わりではない。認知症と共に生きる道がある。認知症になっても住みよい街づくりを進めなければならない。」と訴えまして、こういう声がずっと続く中で、この基本法ができてきたんじゃないかと思っています。私も、有志の議員連盟の皆さんにお話をさせてもらいましたし、また家族の会の代表もそこでお話をさせてもらい、みんなの意見がまとまったのが、この基本法だと思います。藤田さんも先ほどおっしゃったとおりだと思います。

内容は今お話ありましたけれども、認知症の人が尊厳を保持しつつ、認知症の人を含めた国民一人一人が、相互に人格と個性を尊重し合いつつ支え合いながら共生する活力がある社会（＝共生社会）を実現しようということです。国や地方公共団体の責務は、認知症対策を定め、「認知症施策推進基本計画」の策定を義務化して、国やすべての自治体が、その積極的なカバーにもっていかねばいけないと言っている訳です。そして国民の責務がありまして、認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めるとともに、共生社会の実現に寄与するというように、国民全体が認知症について関心を持ち、積極的な動きをしなければいけないということが、しっかり書かれている訳です。

基本法の意義ですけれども、これは「認知症の人と家族の会」だけではなくて、いろいろな関係諸団体や個人の方が、長年にわたって、認知症の人のためにはこういう基本的な考え方、方向が出されなきゃいけないということを訴えているのが実現したということが、まず第一に言えるんじゃないかなと思います。認知症への基本的な考え方が明示され、社会的な“認知症観”の原点となり得るということが、

転換点なりうるということも、この意義になるんじゃないかなと思います。これまで認知症の方というのは、どちらかと言うと、介護を受けること、支援を受ける立場だったのを、誰でもが一緒になってケアの共に住んでいる「共生社会」という概念がはっきり示され、目標と宣言されています。それから、国や地方公共団体の責務が明確にされて、これからは行政的な施策が推進されるだろうということが、多く期待できるんじゃないかなと思います。また、国民に対して、認知症に対する知識及び認知症に関する理解を深めることが責務とされて、認知症の社会的な理解が進むことが、大きな意義だろうと私は思っています。

認知症と、それから認知症の人の理解がやっぱり一番大事な訳ですね。国民にとっても、私達にとっても。例えば、「認知症の方を理解し、支えよう」と言っても、本当の理解がなければ、それは単なるスローガンになってしまうんじゃないかなと思います。

「認知症とは、記憶力・認識力・判断力・推理力などの知的機能が低下して、社会生活や日常生活に何らかの支障をきたす状態である」というふうに一応定義されていると思うんですね。ただ、「支障をきたす状態」というのは、認知症の人の能力だけではなくて、社会・環境的な要因が少なからず関わっています。例えば、買い物でお金の支払いに手間取って、後ろの人達がイライラしてということは、よくあることですけれども。もう一つは「万引き」。万引きと言ったら刑事裁判の問題になりますけれども。九州の人達は、「未払い行動」というふうに呼んでいました。そういう場合でも、認知症の人が対応できるレジ「スローレジ」というものがありまして、そこであればゆっくり対応ができるということになれば、これも問題にならなくなります。またそれを「未払い行動」というのは、認知症の症状の一つなんだというふうに受け止められる啓蒙が徹底していれば、「支障をきたさなくなる」かもしれません。このように、私は、認知症の症状と認知症の問題とは違っていると思います。症状があっても問題にならないことは、たくさんある訳ですね。これは理解が進むことによって、その問題が軽くなっていく。そして、それが社会の一つの仕組みとなっていくんじゃないかなと思います。

また、もの忘れが出てきても、メモ書きやスマホで記録していることで、上手に対応できる方もたくさんいらっしゃいます。今までは一生懸命メモしてましたけど、だんだんそれもできなくなります。でも、それもスマホですぐ呼び出して、一年後にも連絡が来た方もいらっしゃいまして、今はかつてのもの忘れの進行とは全く違ったものがあるんじゃないかなと思います。つまり、認知症に対するバリアフリーを進めることにより、知的機能の低下があっても、その人らしい生活を送ることができるはずです。これを私達は、しっかり理解しておく必要があるんじゃないかなと思います。

また、認知症の人は様々な能力を持ち、喜怒哀楽の感情を持ち、周囲の人との交流を求める人であって、認知症と診断されたら「全て終わり！」ではありません。私の患者さんの中には、診断後も仕事を続けている人、それからお花の先生や、組

み紐の教室を運営している方もいらっしゃいます。また、絵や音楽、舞踊などの趣味活動を継続している方、それから家事をほぼそつなくこなしている方など、社会生活や家庭生活をある程度まで自立して送っている方が少なからずいらっしゃいます。だから、何もできなくなる訳じゃないんです。ただ、5年度から、「認知症の人と家族の会」では、本人理事として、丹野智文さんに理事になっていただいています。この丹野さんは、全国で藤田さんと同じように、全国で講演活動や発言を続けている方もいらっしゃいます。

ただ、私の外来の患者さんの約3割は一人で通院されています。家族と一緒にではなく。そういう意味では、自立している方が、たくさん認知症と診断されている訳です。ですから、「認知症と診断されたら何もかもできなくなり、異常な言動をして周囲の者を困らせ、介護が必要になる」という誤解と偏見を正さないといけないだろうと私は常に考えています。そんなふうな考え方で、これから取り組んでいく必要があるんじゃないかなと思っている訳です。でも、認知症の方というのは、やっぱりだんだんできなくなっていくのも、一方では事実な訳です。その状態に応じて、その方を適切に支援していくということが大事じゃないかなと思っているところです。私の発言は以上です。

稲田氏： 杉山先生わかりやすいお話ありがとうございました。続いて武井先生は、まだ多分診療中だと思いますので……。武井先生、大丈夫ですか？

武井氏： なんとか診療は終わりました。すいません。

稲田氏： そうしましたら、続いて武井先生にお話いただきたいのですが、武井先生、特にスライドはお作りにならずにということよろしいですか。

武井氏： はい。今回のこの基本法ができたことというのは、我々認知症に関わる専門職、それから認知症の方、そして認知症の方の家族、そしてそれ以外の方、皆さんにとって確かにとても大きな意味があって、稲田さんが理想系ではなくて、向かっていく形というか、目指すべきところというか、全くその通りだなと思っています。私、後ろに少し出していますけれども、認知症をにんちしよう会という、ともすると「ふざけてるんじゃないか」と思われるかもしれませんが、認知症という病気を多くの方に認知していただけるように、親しみやすいというか、わかりやすいネーミングの会を作りまして、紹介いただいたように、行政の方や医療介護の専門職のメンバーと一緒に活動しています。当事者の方も、最近は少しずつ、いろいろな形で参加していただけるようになってきているので、これをどんどん広げながら、この基本法の概念というのを忘れずに進んでいければなというふうに思いますし、どうしても我々医者の中でも、まだまだ認知症に対する捉え方は、かなりいろいろなバリエーションがあって、「この基本法のようにできているのか」と言われると、そうではないところもあるのは事実だと思いますので、広くこういう概念が、世の中に浸透していくように活動が続けられていけばいいかなと思いますし、そうなるように努力したいなと思っています。以上です。

稲田氏： ありがとうございます。武井先生、また後でディスカッションの時間を設けます

ので、具体的なところをお話いただきたいと思います。

続きまして、松浦美知代さん。神奈川県認知症介護指導者で、どちらかと言いますと、ケアの施設での現場の方なので、そちらの方のご経験や立場からお話を伺いたいと思います。松浦さんには、私の方からいくつかお聞きしたいことがあります。認知症が進行した方で、うまく言葉が話せなくなっていたり、自分が言おうとしていることが、うまく組み立てられなかったりということがあると思いますけれども、そういう方々の気持ちや考え、意思を、どういうふうにして確認しているんだろうと、その辺のお話を伺いたいと思いますが、いかがですか。

松浦氏： やっぱりコミュニケーションと言いますと、一般的に、言葉に依存する傾向にあるんですけども、認知症の人は、言葉による疎通性がゼロに、進行とともに低下していきます。でも、言葉がないからといって、ご本人に意思がない訳ではなくて、その表し方としては、例えば嫌な時には嫌な表情をするし、痛ければ痛そうな顔するし、おしっこに行きたくても、ちっとも連れてってもらえなければ、もさもさするというような仕草もするでしょうし、抵抗というものも、介護者側からすると、問題というふうに捉えがちなんですけど、利用者側からすると、抵抗というのは「嫌だよ」というサインだと思うんです。

私は四半世紀、認知症の人専門の老健で、看護部長をやってきましたので、本当に多くの認知症の人と出会いました。そこで大切なのは、表現するということの一つに大事なのが目線です。実は、見ているようで、見ていない。だから、ご飯も食べ始めなかったりする時に、実はあっちの方を向いてしまっているの、ご飯はなかなか認識できないということがあるんですね。なので「その人の目線がどこを向いているのか」ということを確認して、その目線の先にお食事をお示しすると、「あ、ご飯だ」というふうにして認識して、自分で食べ始めることができます。

私は長いことを認知症の人と関わってくる中で、今回の基本法は非常にウェルカムです。先ほど藤田さんに、大変丁寧にご説明いただきましたけれども、やはり当事者のご意向、意見、体験、それらのことが盛り込まれた基本法というのは、「本当によかったな」と思っています。私も長年やっていく中で、疑問に感じることもたくさんありましたので、やっぱりこの基本法が出たことを機会に、もう一度、自分たちのケアを見直す機会になる大きなうねりが出てくれることを期待します。

先ほど稲田さんからもご紹介いただきました基本法の内容は、非常に多くて、全部読み込むことはできませんけれども、私のキーワードとしては、この基本法の中で最も大事にしたいと思っているのは、意思決定ですね。ご本人に決めてもらうと。そういうことが、認知症の人が最後まで本当に重度化しても、尊厳を持って生活することが可能になるだろうと思います。そういう意思決定支援や尊厳を持ったケアができるようになりますと、私は副次的に、介護者自身もハッピーになると思います。それと同時に、お預けしているご家族も安心する。そういうトライアングルができると思うんです。誰かのところに見込みができるのではなくて、やっぱりみんなで考えながら、「この人は何を言わんとしているんだろうね」「この人には

「どういふことをしてあげたらいいのか」ということを、もう一度現場の中で考え直す。それが、この基本法が出た大きな意味になるだろうと思います。

時間もありませんので最後に言いたいのは、やっぱり欧米ヨーロッパの方で、非常に今、推奨されている「日常倫理」という考え方があるんですね。これはどういう概念かというところ、日常の何気ないところでも、このことをしていいかどうかという本人に意向を確認した上で、お手伝いさせてもらおうという考え方です。そういう日常倫理という概念が現場の中に入っていきますと、現場だけでなく、市場の中もそうですけれども、こういうようなご本人の意向を確認して、先にお手伝いを進めるといふ考え方が入ってくると、だいぶ違ってくるだろうなと思いますので、ぜひその辺のところもトライしていただけたらなと思います。私の方からは以上です。

稲田氏： 松浦さんありがとうございます。非常にしっかりとした、それでいて前向きなお話で、大変私も勉強になりました。ありがとうございました。

それでは、今日はいろんな立場の方がお見えになっていて、目まぐるしいんですが、次はコスガ聡一さん。ジャーナリストで、全国の認知症カフェを取材され、書籍も出版されております。コスガさん、どちらかというところ市民の立場に近いと思いますけれども、コスガさんの立場からよろしくお願ひします。

コスガ氏： 私は、医療介護あらゆる立場とは違ったジャーナリストという立場で、認知症というテーマと関わってまいりました。私も稲田さんと一緒に、この藤田さんの本を今日持ってきているところです。特別性で、サイン入りなんですね。2017年5月28日に藤田さんが出版記念イベントを開かれた渋谷でいただいたものです。あの時、多分30人ちょっとしかいなかったもので、非常にこの日付のサインが貴重なんです。それを自慢げに持ってまいりました。

藤田さんの本は、本当に当初からまさに稲田さんがおっしゃっていたように、今日に至るまでの流れを予言するかのように、数々のテーマが盛り込まれていて、藤田さん含め、多くの方々が協力されてここまでたどり着いたということに感慨深く見返してきましたけれども、認知症基本法が素晴らしかったのは、全会一致で採択されたということが、とても素晴らしいことだと感じました。全会一致で法案を通すためには、あらゆる立場の方々に協力いただいて、コンセンサスを作りながら、使える言葉や使えない言葉を吟味されて、ここまで法案や文章を練られてこられたのだと思います。大変な努力を皆さんでされたと思いますので、その過程は、紆余曲折がいろいろあったと伺っていますが、その過程に関わられた皆様に敬意を覚えます。

私は、今、稲田さんにご紹介いただいたとおり、認知症カフェを取材する立場と、実はもう一つ、全国の認知症条例の比較研究会という民間シンクタンクの活動にも関わってまして、この認知症基本法に向けて、全国で条例が作られてきていますが、そういったものにもいろいろ触れております。ただ、残念ながら、この今回の認知症基本法の理念、思想というか、その考えまで届いていない条例が結構あ

るんです。「共生」という言葉をたとえ使っていたとしても、どうしても中身が社会防衛的で、例えば「認知症の方が700万人になる。さあ大変だ。どうしよう。」みたいなところから始まっていたりすると、どうしてもご本人の権利や幸福を追求する権利みたいなところが後回しにされているような印象を持つような条例も少なくはない。ぜひ多くの全国の自治体の方々、或いは、地域の方々には、この今回の認知症基本法をよく読んでいただいて、「どんな言葉がどんな考えによって使われているか」を汲み取っていただいて、それぞれの各地元で、条例とか様々な活動に繋げていっていただけるといいなと思っております。以上です。ありがとうございます。

稲田氏： コスガさん、ありがとうございます。条例でそういうお立場でお仕事をされているというのは、私が今初めて伺いました。

コスガ氏： 仕事ではないんです。

稲田氏： 仕事ではないそうです。私も条例に関しては調べたことがあって、中身は見てないんですけども、どれぐらいのところで認知症に関係する条例ができているかな、「認知症とともに生きる町条例」とか、そういうお名前のやつが多いんですけどね。案外と多かったんで、中身は見ずとも、「進んでやろう」というところは、やってるんだなと思いました。それでは、藤田さん、今の4人の方のお話を聞いたところで、感想でも何でも結構です。

藤田氏： 今日一緒にお話ししてくださった皆様は、今回できた法に関して理解を深めてくださって、稲田さんが言うてくださったように、「理想だよな」とかじゃなくて、その法が示している目的に向かってみんなが動いていくという、示すべき方向が示されているので、「そんなんでできないよ」とか、そういう個人の見解で議論するのではなくて、とにかく、示された目標を達成していくには、自分達一人一人は、それぞれ色々な立場があると思うんですけども、その立場において何ができるのかを考える。考える場がある。そういうことが大切です。

先ほどコスガさんが言われた条例を見ても、「理念とは違うようなものもある」と言われて、私が思うに、これまであまりにも長い間、「認知症にどうしたらならないのか」「私達は認知症にはならない」「だけれど、なった人達をどうしてあげたらいいのか」という一線を置いて、「ここからこっちは認知症の人。ここからこっちは認知症ではない私達」みたいな社会の中で、「どうしてあげる」という考え方だったんですけども、多分そうではなくて、みんなが認知症になる可能性はある。なった時に、まずどう自分達が暮らしやすいか。自分らしく生きられるか。今までどおり、地域や仲よしの人達と交流し続けられるのかな。そういう視点を持って、なることを考える。ならないための努力をするよりも、なることを考えておいた上で、みんな健康でいたいので、色々な努力をしていけばいいと思うんですけども、もしもの時に備える考え方をたくさん持つておくと、いざという時に役立つ。だから、そこに向けて、それがみんなができるように共生社会を作り出すんだ。認知症とともに生きられる。もちろん本人もだし、周囲の人達も受け入れたり、支えたり。

そして自分になったりと循環がうまくいく。そこに向かって、試行錯誤を本人と一緒にしてほしいなと思います。

稲田氏： ありがとうございます。時間が少なくなってきたんですけども、杉山先生、目指すべき方向が示されたということで、「じゃあ何をやっていこう」というところで、杉山先生のお立場でどうでしょう。

杉山氏： 一言はなかなか難しいんですけども、がん基本法ができて、がんに対する対策がかなり進んだのは間違いない訳です。それと同じように、基本法によって方向が出されましたので、それについてそれぞれの関係者が関わっていく。やっぱり、制度ができるということは、大事なことなんです。一本できると進んでいきます。そういう制度を作れるように、いろいろなところで声を出していくということが、まず基本かなと思います。

もう一つ私が思っていることは、「認知症の方の症状をどう理解するか」ということです。どんなにいろいろな制度ができて、相手の立場がわからなければ、やっぱり違和感が強くなるし、対応も混乱すると思うんですね。私はいつも、認知症の方の症状は、私達も同じ状況、同じ立場になれば、同じことをする。物忘れがひどくなると、同じことを繰り返す。こだわって忘れたことにこだわれば、また同じことを繰り返したり。時には、ものがなくなったら、「自分がしまい忘れた」と考えるより、「誰か持っていったんじゃないか」と考えたりする。でもこれは、自分だって同じ立場になれば、同じことをするんです。そういう認知症に対する相手の立場も含めた理解を進めることが、この基本法を活かすことになるだろうと思います。身体的な症状と比べて、認知症の症状は理解がものすごい難しいんですよ。その理解を深めるために、私は実は9大法則・1原則をまとめたんです。そういうことをできるだけ普及したいなと思っています。もちろん、治療は必要です。今日も今も話題になっていますけれども、どんな病気でも、癌でも、「治らなきゃいけない」という努力をしています。いろんな方向で、力になれるという人達が、それぞれの立場に立って努力していくことが、この基本法の趣旨だろう、これからの方向だろうと私はいつも思っています。

稲田氏： ありがとうございます。武井先生。武井先生の取組みの中で考えると、どういふふうにこれからのビジョンを具現化していくかっていうあたりですね。

武井氏： 我々の活動の前に、まず一個人のクリニックの医師として、認知症の方の診断や、今、治療の話も出ましたけれども、そういったところで、今までもできるだけ、本当に本人の意思を尊重して、まず本人から話を聞くことを、僕は常に心掛けて診療はしているんですけども、それをやっぱり今後もしっかり続けていかなければならないし、それが大事なんだということを、周りの同業者にも伝えていく。そういう仕事もしているんですが、そういったこともやらなければいけないなと思っています。

また我々の活動では、いろんな形の専門職が関わっているので、そういう人達に、この基本法を知ってもらおうということを進めていく立場にあるのかなと。私は一応

言い出しっぱなしなので、代表という立場で仕事はしていますけれども、地域でいろいろな活動をしていると、やっぱり声を上げて、旗を振る人間というのは必要で、その人が、大それたことではなくていいと思いますけれども、きちんと「こういうことがあって、これが大事なんだよ」ということを続けることで、地域の専門職にも、より浸透していくんじゃないかなと思うので、基本法の内容は、折に触れて、我々の活動の中でも取り上げて、みんなに知ってもらって、全員のマインドがそういう方向に行くようにやっていけたらいいかなと思います。以上です。

稲田氏： ありがとうございます。続いて松浦さん。認知症介護指導者ということで、施設の関係者のお友達もたくさんいらっしゃると思いますが、そうした立場からこれから先どう広げていくかですね。

松浦氏： ちょうど2000年に介護保険がスタートした時に、身体拘束廃止令が出たんですね。それをきっかけに、やっぱり行政と一体になって普及活動を盛んに行い、その当時は、9割方ほとんどの人が身体拘束されている実態の中で、いろんな組織を介して研修や実践を重ねていく中で、ほとんど（身体拘束が）外れたという経験を私はしています。そういう意味で、今回も、この基本法に照らして、「自分達は何ができるか」ということを、各組織なり、いろんな場所で議論して、できることからスタートして、「やってやりっぱなし」ではなくて、「こういうふうに行ったことで、こういう結果が得られた」というアウトカムを、みんなで集約しながら、そのハウツーの効果を集積していくことをするといいいかなと思います。

稲田氏： ありがとうございます。コスガさん。コスガさんの立場で、これからという話です。

コスガ氏： 私は社会という立場から考えるので、一番ネックになっているのは、認知症という言葉自体が、まだ人前で話しにくさがあると思っています。そういったものを、カフェや、そのほかいろいろな今回のようなイベントも含めて、あらゆる機会に、私達の認知症を語り続けること、語りやすくしていくことによって、初めは少し色々な誤解もあったりして、衝突やコンフリクトもあるかもしれないですけども、それでも語り続けることで、少しずつ、よりよい理解が必ず進んでいくと信じて、そういった場作りを進めていくことが大切かなと考えています。とにかく、場を作ること、増やすことですね。以上です。

稲田氏： ありがとうございます。藤田さん、もう時間がわずかになってしまいました。予定の時刻よりも少し早めに終わりたいという県の意向もあって、すいません、一言になるんですけど。

藤田氏： 認知症になることは、もう否定しない。みんなが。それで、語り合う。認知症や、認知症になったことを話せないではなくて、平気でみんながどこでも語り合えるということが、社会の基盤にある。そこから、自分らしく、自分はどうしたいんだということを言える。そこを実現するために、身近な人達と一緒に、生活を切り開いて行ける。認知症になったら、「はい、介護だ」とか「はい、施設だ」という考え方ではなく、自分の暮らしをいかに長く継続して行って、自分らしく生きるか。それでその先に、安心して自分が身を委ねるところもちゃんとある。どの状態になっ

でも自分は尊厳を持って生きられる、そういうものがちゃんとあるんだよってみんなが知っていること。そういうことが大事かなと思います。

稲田氏： ありがとうございます。シンポジウムはもうほぼこれで以上になりますが、最後に私から今回の企画を進めております、神奈川オレンジネットワークという団体について簡単に説明いたします。神奈川県内の当事者の方は少ないですけれども、支援者、家族の会そのほか、コスガさんもそうですが、の方々に組織しました団体です。ホームページがございまして、「神奈川オレンジネットワーク」で検索していただくと、すぐホームページを見ることができます。「認知症をアップデートしよう」という掛け声とともに、楽しいページがご覧になれます。ぜひご覧ください。

この会で、12月16日に、認知症の地域での活動の報告会がございまして。主に神奈川県内での活動ですが、県外の方もご覧になることはできますので、ホームページをご覧ください。それから、ホームページにはまだ日程がございせんが、来年1月20日に、神奈川認知症カフェ学会大会というのを行います。「認知症カフェ学会というのはあったっけ？」と思う人もいると思いますが、この会で作りまして、その大会を来年1月20日に行います。この案内も、近々日程等をオープンにする予定でございまして。

本日は、共生社会の実現を推進するための認知症基本法について考えるオンラインシンポジウム、大変意義深くて濃い内容のお話だったと思います。皆様、どうもありがとうございました。参加者の皆様の意見やご感想を聞けなくて申し訳ございませんでした。シンポジストの皆さん、藤田さん、どうもありがとうございました。

全 員： ありがとうございます。